

各 位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
 東京ビルディング20階
 日本リテールファンド投資法人
 代表者名 執行役員 難波修一
 (コード番号 8953)

資産運用会社名
 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 辻 徹
 問合せ先 リテール本部長 今西文則
 TEL. 03-5293-7081 E-mail: jrf-8953.ir@mc-ubs.com

資金の借入（金利決定）及び金利スワップ契約締結に関するお知らせ

本投資法人は、平成 26 年 9 月 4 日付「資金の借入（新規借入）に関するお知らせ」でお知らせした新規借入のうち、利率が未定であった借入（平成 26 年 10 月 1 日借入実行予定分）について、下記 1. の通り適用金利が決定いたしましたので、お知らせいたします。また、金利の固定化を企図して金利スワップ契約を締結する予定としていた借入につきまして、下記 2. の通り金利スワップ契約を締結いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 金利の決定

借入先	借入金額	借入期間	利率		借入実行予定日	借入・返済方法	返済期日
株式会社日本政策投資銀行	3,000 百万円	11年	固定	1.28%	平成26年 10月1日	無担保・ 無保証、 期日一括 弁済	平成37年 10月1日
株式会社三菱東京UFJ銀行	800 百万円	10年	固定	1.064%	平成26年 10月1日		平成36年 10月1日
株式会社山口銀行	1,000 百万円	8年	固定	0.77%	平成26年 10月1日		平成34年 9月30日

2. 金利スワップ契約の内容

<金利スワップを締結する借入>

	借入先	借入金額	借入期間	利率	借入実行予定日	借入・返済方法	返済期日
借入①	株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社	2,000 百万円	10年	基準金利（全銀協3ヶ月 日本円TIBOR）+0.42%	平成26年 10月1日	無担保・ 無保証、 期日一括 弁済	平成36年 10月1日
借入②	株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社	3,000 百万円	8年	基準金利（全銀協3ヶ月 日本円TIBOR）+0.27%	平成26年 10月1日		平成34年 9月30日
借入③	株式会社西日本シティ銀行	1,000 百万円	8年	基準金利（全銀協3ヶ月 日本円TIBOR）+0.25%	平成26年 10月1日		平成34年 9月30日
借入④	株式会社みずほ銀行	2,000 百万円	7.5年	基準金利（全銀協3ヶ月 日本円TIBOR）+0.225%	平成26年 10月1日		平成34年 4月1日
借入⑤	株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社	3,500 百万円	7年	基準金利（全銀協3ヶ月 日本円TIBOR）+0.23%	平成26年 10月1日		平成33年 10月1日
借入⑥	農林中央金庫	1,500 百万円	7年	基準金利（全銀協3ヶ月 日本円TIBOR）+0.20%	平成26年 10月1日		平成33年 10月1日
借入⑦	株式会社三井住友銀行	3,000 百万円	6.5年	基準金利（全銀協3ヶ月 日本円TIBOR）+0.18%	平成26年 10月1日		平成33年 4月1日
借入⑧	株式会社福岡銀行	1,000 百万円	6.5年	基準金利（全銀協3ヶ月 日本円TIBOR）+0.18%	平成26年 10月1日		平成33年 4月1日



【借入①にかかる金利スワップ契約】

1. 相手先	三井住友信託銀行株式会社
2. 想定元本	2,000 百万円
3. 金利	固定支払金利 0.68260% 変動受取金利 全銀協日本円 TIBOR (3ヶ月物)
4. 契約期間	平成 26 年 10 月 1 日～平成 36 年 10 月 1 日
5. 利払期日	固定金利の支払い及び変動金利の受取りの双方について、初回を平成 26 年 12 月 30 日として、その後契約期間における、3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日及び 12 月 30 日及び終了日（但し、営業日でない場合にはその前営業日）

※このスワップ契約により借入①にかかる金利は、実質的に 1.10260%で固定化されます。

【借入②にかかる金利スワップ契約】

1. 相手先	三井住友信託銀行株式会社
2. 想定元本	3,000 百万円
3. 金利	固定支払金利 0.50580% 変動受取金利 全銀協日本円 TIBOR (3ヶ月物)
4. 契約期間	平成 26 年 10 月 1 日～平成 34 年 9 月 30 日
5. 利払期日	固定金利の支払い及び変動金利の受取りの双方について、初回を平成 26 年 12 月 30 日として、その後契約期間における、3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日及び 12 月 30 日及び終了日（但し、営業日でない場合にはその前営業日）

※このスワップ契約により借入②にかかる金利は、実質的に 0.77580%で固定化されます。

【借入③にかかる金利スワップ契約】

1. 相手先	三井住友信託銀行株式会社
2. 想定元本	1,000 百万円
3. 金利	固定支払金利 0.50580% 変動受取金利 全銀協日本円 TIBOR (3ヶ月物)
4. 契約期間	平成 26 年 10 月 1 日～平成 34 年 9 月 30 日
5. 利払期日	固定金利の支払い及び変動金利の受取りの双方について、初回を平成 26 年 12 月 30 日として、その後契約期間における、3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日及び 12 月 30 日及び終了日（但し、営業日でない場合にはその前営業日）

※このスワップ契約により借入③にかかる金利は、実質的に 0.75580%で固定化されます。

【借入④にかかる金利スワップ契約】

1. 相手先	三井住友信託銀行株式会社
2. 想定元本	2,000 百万円
3. 金利	固定支払金利 0.46455% 変動受取金利 全銀協日本円 TIBOR (3ヶ月物)
4. 契約期間	平成 26 年 10 月 1 日～平成 34 年 4 月 1 日
5. 利払期日	固定金利の支払い及び変動金利の受取りの双方について、初回を平成 26 年 12 月 30 日として、その後契約期間における、3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日及び 12 月 30 日及び終了日（但し、営業日でない場合にはその前営業日）

※このスワップ契約により借入④にかかる金利は、実質的に 0.68955%で固定化されます。

【借入⑤にかかる金利スワップ契約】

1. 相手先	三菱UFJ信託銀行株式会社
2. 想定元本	3,500 百万円
3. 金利	固定支払金利 0.42710% 変動受取金利 全銀協日本円 TIBOR (3ヶ月物)
4. 契約期間	平成 26 年 10 月 1 日～平成 33 年 10 月 1 日
5. 利払期日	固定金利の支払い及び変動金利の受取りの双方について、初回を平成 26 年 12 月 30 日として、その後契約期間における、3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日及び 12 月 30 日及び終了日（但し、営業日でない場合にはその前営業日）

※このスワップ契約により借入⑤にかかる金利は、実質的に 0.65710%で固定化されます。

【借入⑥にかかる金利スワップ契約】

1. 相手先	三井住友信託銀行株式会社
2. 想定元本	1,500 百万円
3. 金利	固定支払金利 0.42425% 変動受取金利 全銀協日本円 TIBOR (3ヶ月物)
4. 契約期間	平成 26 年 10 月 1 日～平成 33 年 10 月 1 日
5. 利払期日	固定金利の支払い及び変動金利の受取りの双方について、初回を平成 26 年 12 月 30 日として、その後契約期間における、3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日及び 12 月 30 日及び終了日（但し、営業日でない場合にはその前営業日）

※このスワップ契約により借入⑥にかかる金利は、実質的に 0.62425% で固定化されます。

【借入⑦にかかる金利スワップ契約】

1. 相手先	株式会社三菱東京UFJ銀行
2. 想定元本	3,000 百万円
3. 金利	固定支払金利 0.39100% 変動受取金利 全銀協日本円 TIBOR (3ヶ月物)
4. 契約期間	平成 26 年 10 月 1 日～平成 33 年 4 月 1 日
5. 利払期日	固定金利の支払い及び変動金利の受取りの双方について、初回を平成 26 年 12 月 30 日として、その後契約期間における、3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日及び 12 月 30 日及び終了日（但し、営業日でない場合にはその前営業日）

※このスワップ契約により借入⑦にかかる金利は、実質的に 0.57100% で固定化されます。

【借入⑧にかかる金利スワップ契約】

1. 相手先	株式会社三菱東京UFJ銀行
2. 想定元本	1,000 百万円
3. 金利	固定支払金利 0.39100% 変動受取金利 全銀協日本円 TIBOR (3ヶ月物)
4. 契約期間	平成 26 年 10 月 1 日～平成 33 年 4 月 1 日
5. 利払期日	固定金利の支払い及び変動金利の受取りの双方について、初回を平成 26 年 12 月 30 日として、その後契約期間における、3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日及び 12 月 30 日及び終了日（但し、営業日でない場合にはその前営業日）

※このスワップ契約により借入⑧にかかる金利は、実質的に 0.57100% で固定化されます。

3. その他

本件に係る借入の返済等に関わるリスクにつきましては、有価証券届出書（平成 26 年 9 月 4 日提出）に記載の「投資リスク」より重要な変更はありません。

以上